

## 第二次環境基本計画の見直しについて

環境省

1. 見直しの趣旨

## (1) 環境基本計画の見直しに関する記述

平成12年12月に策定された現行の第二次環境基本計画には、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、5年後程度を目途に見直しを行う旨記述されている。

## (2) 第二次環境基本計画の主な成果と環境問題の現状

第二次環境基本計画の策定以降、地球温暖化対策推進大綱の策定、京都議定書の発効確定、循環型社会形成推進基本計画の策定、PRT制度の施行、新・生物多様性国家戦略の策定、土壌汚染対策法の施行など、環境行政は一定の進展が見られた。

しかし、地球温暖化を始めとする地球環境問題は深刻の度を増しているほか、膨大な量の廃棄物、ヒートアイランド現象の進行など、対策を上回る速度で環境問題が深刻化している。

## (3) 第二次環境基本計画の課題

現行の第二次環境基本計画については、3次にわたる計画の点検等の中で、計画に盛り込まれた施策の進捗状況に関する指摘に加え、計画そのものに関する課題として、

- ・ 定量的な目標・指標が少ないことから、具体的な施策の達成状況の評価把握ができないこと
  - ・ 環境基本計画と循環型社会形成推進基本計画等の個別計画との連携
  - ・ 関係府省の更なる連携による総合的な取組の必要性
- 等が指摘されている。

また、極めて深刻な環境問題を解決するためには、国民、事業者、民間団体、地方公共団体などの各主体すべての取組が非常に重要であるが、現行計画は各主体がとるべき具体的な行動が明確ではなく、国民に訴えかける力が弱いとの指摘もなされている。

## (4) 内外の社会経済の変化

我が国は、少子高齢化の進展に伴い、2006年をピークに人口が減少に向かうことが予想されている。また、ハイブリッド自動車などに見られるような我が国の環境技術の進歩、NPO法人の増加など社会全般の価値観の変化、「三位一体改革」や市町村合併の推進といった行政を取り巻く諸状況など我が国の社会経済は現行計画策定時と比較して大きく変化している。

また、中国を中心としてアジア地域における開発途上国の経済成長とエネルギー消費の増加は顕著であり、今後アジア地域が我が国の経済や環境問題に与える影響は更に大きくなることが見込まれるなど、我が国をとりまく国際社会の動きにも変化が見られる。

## 2. 計画見直しの基本的方向

以上のような点を踏まえると、現行の第二次環境基本計画は、今日の環境問題の態様の変化、内外の社会経済の変化等に対応する上で限界があるものと考えられる。したがって、これらの変化や今後生じうる深刻な問題に的確に対応するための見直しを総論的及び各論的の両面において行う必要があり、中央環境審議会から指摘されている次のような点にも留意して新たな環境基本計画の策定のための検討を開始したい。

- (1) 目指すべき社会への道筋としての「環境と経済の好循環」の提示  
新たな環境基本計画においては、目指すべき持続可能な社会の姿について、できる限りわかりやすく示す必要がある。その際の考え方として、「環境と経済の好循環ビジョン」(平成16年5月中央環境審議会答申)を踏まえることとする。  
また、環境問題への積極的な取組が新たな投資や技術革新を生み出し、雇用の創出や地域の活性化をもたらすだけでなく、企業や国の競争力の向上につながるものであることを強く打ち出すとともに、このような環境と経済の好循環を生み出す社会経済システムの構築へ向けた重点的な施策を盛り込む。
- (2) 数量的目標・指標の導入等による実効性の確保  
環境基本計画の着実な実行を確保するためには、計画に基づく施策の進展状況を定量的に評価把握するための仕組みを導入することが不可欠であり、新たな環境基本計画には、可能な限り「長期的な目標に関する総合的な指標あるいは指標群」(総合的環境指標)や数値等の具体的な目標の導入を図ることとし、これらについて適切な状況把握を行って点検に活用することなどにより、計画の実効性を高める。
- (3) 多様な主体の参加を促す計画  
環境問題を解決するためには、政府だけでなく、一人ひとりの国民、家庭、学校、地域社会、事業者、民間団体、地方公共団体などの各主体それぞれの役割が重要であることから、新たな環境基本計画においては、各主体がとるべき具体的な行動や、連携・協働のあり方を明らかにし、パートナーシップ社会の構築を第三次環境基本計画のメッセージとして明確に示す。
- (4) 国際的な環境問題への積極的貢献  
今後環境面経済面で重要性を増すアジア諸国との間で技術交流や連携した取組を推進することや、国際的な枠組みづくりへの積極的参画等を通じて、国際的な環境問題の解決に積極的に寄与するための施策を明らかにする。
- (5) 戦略的プログラム  
現行計画において重点的・戦略的に取り組むべき分野の重点的取組事項等を定めている戦略的プログラムの考え方は、第三次環境基本計画においても継続しつつ、その構成については、現行計画の区分にこだわることなく、その後の技術の進歩など社会経済の変化や新たに認識された環境問題に柔軟に対応した上での重点化を図ることとする。